

会員・会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本気候リーダーズ・パートナーシップ（以下、「当法人」という。）定款第12条の規定に基づき、会員の種別、資格、入会、会費などについて定めることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 会員は、法令及び定款並びにこの規程を遵守しなければならない。

(会員種別)

第3条 当法人は、次に掲げるものを会員とする。

- 一 正会員 当法人の目的に賛同し、各業界で日本をリードする取り組みを行い、また、それらを対外的に表明することで、当法人の活動においてリーダーシップを発揮する法人
 - 二 準会員 当法人の目的に賛同し、強み・専門性を用い、活動に積極的な参加をし、また、それらを対外的に表明する法人
 - 三 賛助会員 当法人の目的に賛同し、支援する法人、地方公共団体、団体
- 2 当法人は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会資格)

第4条 当法人へ入会しようとする者は、以下の入会資格を満たすものとする。

- 一 当法人の定款及び当規程に同意し、遵守する。
- 二 当法人の目的、共通認識、提言等を理解し、それに賛同する。
- 三 以下のコミットメントを理解し、真剣に脱炭素化に取り組む。
 - イ パリ協定に賛同し、1.5°C目標と整合する脱炭素型ビジネスへの移行を促進する（逆行する事業は脱却に努める）。
 - ロ 2050年迄のネットゼロ宣言や RE100、EP100、EV100 等への積極的な参加に努める。
 - ハ サプライヤー・顧客に働きかけ、バリューチェーン全体の脱炭素化に努める。
- 四 脱炭素社会移行に逆行するような課題を有していない。
- 五 当法人の目的・基本姿勢に同意し、対外的に表明する意思がある。
- 六 主たる活動が日本国内である。
- 七 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力により事業活動を支配されていない。
- 八 役員又は従業員に、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に所属する者がいない。

(入会審査)

第5条 入会を希望する者は、理事会で定める書類及び事務局が求める審査に必要な資料を提出し、以下の入会審査を受けなければならない。

- 一 正会員 既存正会員による審査を行い、既存正会員の9割の承認を得ている事を満たすものとする。

- 二 準会員及び賛助会員 事務局が審査を行う。
- 2 前項の入会申し込みに対して、事務局は、入会の可否を決定後、遅滞なく入会を希望する者に通知する。

(入会金)

第6条 入会金は、無料とする。

(年会費)

第7条 年会費は、次の各号のとおりとする。

- 一 正会員は、年会費として150万円を支払う。
 - 二 準会員の大企業は、年会費として60万円を支払う。
 - 三 準会員の中小・小規模企業者（中小企業基本法に準ずる）は、年会費として30万円を支払う。
 - 四 準会員の再エネ事業者・コンサルティング事業者は、年会費として80万円を支払う。
 - 五 賛助会員の大企業は、年会費として20万円を支払う。
 - 六 賛助会員の中小・小規模企業者（中小企業基本法に準ずる）は、年会費として10万円を支払う。
 - 七 賛助会員の再エネ事業者・コンサルティング事業者は、年会費として30万円を支払う。
- 2 年度途中に入会する場合の年会費は、正社員は年会費を12で除し、会員として在籍する月数を乗じた金額を納入するものとする。準会員・賛助会員は10月以前に入会する場合は年会費の全額、10月以降に入会する場合は年会費の半額を支払うものとする。

(支払い時期及び方法)

第8条 会員は、毎年4月～翌年3月迄の年会費を請求期日迄に納付するものとする。

- 2 会費の払いの方法は、当法人の指定する銀行の口座への振込の方法によることを原則とする。
- 3 振込手数料は、会員が負担するものとする。

(会費の不返還)

第9条 当法人は、会員がその資格を喪失した場合においても、既納の年会費は、返還しない。

(退会)

第10条 会員は、退会日の2週間前までに当法人が定める手続きを行うことにより、いつでも退会することができる。

- 2 前項のほか、正会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。
- 一 解散若しくは破産したとき
 - 二 社員総会の決議により除名されたとき
 - 三 総社員の同意があったとき
 - 四 年会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき
 - 五 入会資格が無くなったとき
- 3 第1項のほか、正会員以外の会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。
- 一 解散若しくは破産したとき
 - 二 理事会の決議により除名されたとき

- 三 年会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき
 - 四 入会資格が無くなったとき
- 4 会員は、退会によって未履行の会員としての義務を逃れることはできない。

(除名)

- 第11条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該正会員を除名することができる。
- 一 この定款及びその他の規程等に違反したとき
 - 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - 三 その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 当法人は、前項の除名を行う場合、当該正会員に対し、当該社員総会の日から1週間前迄にその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えるなければならない。
- 3 正会員以外の会員が第1項各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。
- 4 代表理事は、除名を決定した場合、当該会員に対しこれを通知しなければならない。

(その他費用負担)

- 第12条 正会員は、正会員による活動内容の実施に要する交通費、海外渡航費、宿泊費、食事代、通信費その他一切の実費を自らが負担するものとする。ただし、当法人が費用を負担することを認めた場合は、この限りでない。
- 2 準会員及び賛助会員は、会員としての活動に要する交通費、海外渡航費、宿泊費、食事代、通信費その他一切の実費を負担するものとする。ただし、当法人が費用を負担することを認めた場合は、この限りでない。

(届出)

- 第13条 会員は、事務局が定める方法により、当該会員の情報及び担当者を届け出るものとする。
- 2 会員は、届け出た法人名、所在地、代表者、担当者、連絡先の電話番号及びメールアドレス、その他入会員に関わる事項に変更が生じた場合、速やかに事務局に変更手続きを届けるものとする。
- 3 会員は、社員総会の招集及び資料その他、当法人からの重要な連絡を届け出たメールアドレス宛に送信されることを承諾する。
- 4 本規程の適用にあたり、当該担当者の行動については会員が一切の責任を負うものとする。

(会員名簿及び個人情報の取り扱い)

- 第14条 当法人は、会員の種別毎に、会員名簿に登録し、管理する。
- 2 会員名簿に登録された個人情報については、個人情報の保護に関する法律、その他関連する法令及び関係省庁が作成した個人情報保護に関するガイドラインを誠実に遵守し、個人情報取扱事業者に要求される適正な取扱いを図るものとする。

(秘密保持)

- 第15条 会員及び当法人は、活動内容の実施を通じて知り得た他の会員及び当法人の秘密情報（以下

「秘密情報」という)を、秘密として保持し、当該相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に対して開示、漏洩、複製、複写、翻案又は翻訳等してはならず、また、当法人が定める目的以外に使用してはならない。ただし、相手方から事前に書面による承諾を受けた場合、及び、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- 一 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - 二 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - 三 相手方から提供された情報によらず、独自に開発した情報
 - 四 自己の責によらないで公知となった情報
- 2 前項にかかわらず、会員及び当法人は、秘密情報のうち、法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は官公署に対して開示することができるものとする。この場合、当法人は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に対して通知し、また、開示前に通知できない場合は開示後速やかにこれを行うものとする。
- 3 本条に定める会員及び当法人の義務は、会員契約終了後も存続するものとする。

(知的財産権等)

- 第16条 活動内容の実施に関して当法人から提供される情報、報告書、資料等の一切(以下「資料等」という)に関する著作権法上の各権利(著作権法第27条及び第28条所定の権利を含む)、商標ないし意匠登録を受ける権利その他の知的財産権は、会員又は第三者が従前から保有していた権利を除き、当法人又は資料等の提供元に帰属するものとする。
- 2 当法人の活動により新たに生じた著作物等の知的財産権は、当法人に帰属するものとする。
- 3 会員は、当法人の活動を通じて入手した当法人の活動内容に関する資料等を当法人の目的のために使用することができ、また、複製、翻案することができるものとする。

(譲渡等の禁止)

- 第17条 会員は、当法人の同意がある場合を除き、会員としての地位、本規程に基づく権利、義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、売買し、名義変更し、承継させ、使用権を設定し、質権の設定その他担保に供する等できないものとする。

(会員名の開示、提言等の公表)

- 第18条 当法人は、他の会員及び第三者に対して、会員の法人名称を、WEBその他の方法により会員である旨を開示する。
- 2 会員が当法人の組織名を用いて活動を行う場合は、事前に当法人の了承を得るものとする。

(準拠法、合意管轄)

- 第19条 当法人の活動内容に関する準拠法は、日本法とする。
- 2 活動内容に関する会員と当法人との間の争いについては、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(信義誠実)

第20条 定款及び規程に定めのない事項又は本会員規約の条項の解釈に疑義が生じた場合は、会員、当法人共に誠意をもって協議し、信義に則して解決する。

(細則)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、正会員ダイアログミーティング（DM）の決議により別に定めることが出来る。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。ただし、軽微な修正・変更は、その限りではない。

附則

本規程は2025年7月1日より施行されるものとする。

本規程は2025年7月30日に改定する。

(添付) 正会員・準会員・賛助会員区分

	正会員	準会員	賛助会員
主な役割	意思決定・リーダーシップ・専門性を用いた 対外活動主役	PJ・全体活動への積極活動への賛同・支援 参加	
意思決定権	有	無	無
年会費			
大企業	一律 150 万円	60 万円	20 万円
中小、小規模企業者	—	30 万円	10 万円
再エネ事業者・ コンサルティング事業者	—	80 万円	30 万円
月次定例会 (ダイアログ会合)	参加可能	限定参加	参加不可
政策提言	主体的に作成可能	作成閑与可、賛同	賛同のみ
対話 (中央省庁関連部門・ 国際機関)	参加可能	制限有り	制限有り
プロジェクト活動	参加可能	参加可能、 制限有り	参加不可
ニュースレター配信	年 12 回を予定	年 12 回を予定	年 4 回

[定義]

- ・大企業：中小企業基本法における中小企業・小規模企業者の定義で定めた規模を超える事業者
- ・中小、小規模企業者：中小企業基本法に準ずる
- ・再エネ事業者：再エネ電力に関連する事業の売上比率が 5 割以上を占める事業者
再エネ電力に関連する事業とは、メーカー、開発、発電、小売り、O&M、ファンド、情報サービス(含むコンサル)等が対象。
- ・コンサルティング事業者：コンサルティング関連事業(戦略,IT,脱炭素支援等)の売上比率が 5 割以上を占める事業者および GHG 排出量可視化等サービス(GHG 排出算定支援ツール・ノウハウ等を提供する事業)の売上比率 2 割以上の事業者